
【規制料金】
料金以外の供給条件の主な見直し内容について

2023年8月18日
北海道電力株式会社

料金以外の供給条件の主な見直し内容

- ・2024年2月分より、特定小売供給約款について料金以外の供給条件が変更となります。（※）
 - ・主な変更内容は以下のとおりです。
- ※2023年6月1日実施の特定小売供給約款に反映済の料金以外の供給条件の見直しについて、その変更内容をあらためてお知らせするものです。

対象となる料金プラン（特定小売供給約款）

定額電灯、従量電灯 A、従量電灯 B、従量電灯 C、臨時電灯 A、臨時電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 A、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力、農事用電力

<変更時期：2024年2月分〔1 / 2〕>

①	検針できなかった場合等の使用量の取扱いの変更	・託送供給等約款との整合を図る観点から、お客さまが不在等のため検針できなかった場合および一般送配電事業者等が特別の事情により各月ごとに検針を行わなかった場合の使用電力量の取扱いについて、お客さまと当社との協議による取扱いに変更となります。
②	電気料金の支払義務発生日の変更	・検針日から、一般送配電事業者等から受領した検針結果等にもとづき、当社での料金請求が可能となった日に変更となります。
③	使用電力量の算定方法の変更	・検針日における電力量計の読みによる差引きから、託送供給等約款に定める30分ごとの接続供給電力量の合計値に変更となります。

料金以外の供給条件の主な見直し内容

<変更時期：2024年2月分〔2 / 2〕>

④	使用電力量のお知らせに関する取扱いの変更	<ul style="list-style-type: none">・使用電力量や電気料金等に関するご請求情報等のご案内は、原則、電磁的方法（Webサイト「ほくでんエネモール」等）によりお知らせすることに変更となります。・書面でのお知らせを希望される場合は、⑤の発行手数料を申し受けま
⑤	振込票および書面発行請求書の有料化	<ul style="list-style-type: none">・環境負荷の低減に向けたペーパーレス化推進の取り組みとして、電気料金等の振込票および書面発行請求書の発行手数料を申し受けま <p>1 契約あたり1通（税込）：</p> <p>〔振込票〕 220円/月</p> <p>〔書面発行請求書※〕 110円/月</p> <p>※口座振替やクレジットカード支払において、請求額をお知らせする書面になります。</p>

料金以外の供給条件の主な見直し内容

- ・また、2025年4月からも、特定小売供給約款について料金以外の供給条件が変更となります。（※）
 - ・主な変更内容は以下のとおりです。
- ※2023年6月1日実施の特定小売供給約款に反映済の料金以外の供給条件の見直しについて、その変更内容をあらためてお知らせするものです。

<変更時期：2025年4月>

①	力率割引・割増しの廃止	・託送供給等約款との整合、業務運営の効率化およびコスト削減による将来の電気料金の低減を図る観点から、低圧電力、臨時電力および農事用電力の契約における力率割引・割増を廃止します。
②	制限・中止割引の廃止	・業務運営の効率化およびコスト削減による将来の電気料金の低減を図る観点から、一般送配電事業者による電気の使用中止または制限する場合で、一般送配電事業者の判断に基づき実施していた電気料金の割引を廃止します。